

様式2-2（第7条第1項関係）

監査報告（決算監査用）

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における、理事の職務の執行状況について行った監査の結果は下記のとおりです。

記

1 監査の方法

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の取集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況について調査を行って、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）及び財産目録の内容について検証を行った。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録の内容についても検証を行った。

2 監査実施期間

○事業報告及びその附属明細書に関する監査

令和 3年 5月 24日

○計算書類、財産目録その附属明細書に関する監査

令和 3年 5月 24日

3 監事の意見

○事業報告及びその附属明細書に関する意見

法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

※正しく示していない場合は、指摘する事項を具体的に記載する。

○計算書類及びその附属明細書に関する意見

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

※適正でない場合は、指摘する事項を具体的に記載する。

○理事による不正の行為又は法令等に違反する行為の有無

不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

※事実が認められる場合は、指摘する事項を具体的に記載する。

○個別事項に関する意見

別表のとおりです。

4 附属資料

監事監査チェックリストの写

令和 3 年 5 月 24 日

監事 御子洗潤

監事 渡邊寛夫

2020年度(社)つわの福祉会 監査報告書

(講評)

新型コロナウイルスの猛威は世界中を震撼させ、依然として終息の気配を見せていない。わが国においても例外なく感染拡大や変異株の発生で「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が大都市圏を中心に発令されている状況にある。

そのような中、当法人の事業運営は、新型コロナウイルス対応を最優先課題と位置づけ、事業計画の大幅な見直しを迫られる結果となったにも拘らず、施設利用者の確保や感染症発生防止に向け役職員一丸で取り組まれた結果、2020年度(令和2年度)決算において3,160千円余の当期剰余金(資金収支差額)を計上できたことは努力の賜物であり、深甚なる敬意を表すものである。

(指摘事項)

○ 利用者預かり金等の取り扱い見直しについて

基本的に利用者が所有する現金、預貯金通帳、印鑑等は預かるべきでない。

利用者預り金等管理規程（抜粋）

(目的)

第1条 この規程は、特養シルバーリーフつわにおいて身体上、精神上又はその他止むを得ない理由により、現金、預貯金通帳、印鑑等を自ら管理することが困難な利用者が所有する現金等(以下「預り金等」という。)に関する取扱いの基準を定め、利用者の預り金等の適正管理を期することを目的とする。

(預り金等の管理料)

第5条 施設等は、預り金等の出納管理等の費用として、1ヵ月100円を利用者等から徴することができる。

ただし、施設等はこれを免除することができる。

2 施設等は、前項の預り金等管理料につき積算根拠を明確にし、適切な額を定める。

令和3年5月24日

監事 御手洗



令和2年度社会福祉法人つわの福社会決算監査意見書

1. 決算内容について、今年度は新型コロナウイルス感染症に係る対応に追われ、各種事業の中止や変更等により収入が減少している中、施設の努力はかなり見られます。

但し、コロナ禍において短期入所、通所介護の利用率及び収入が減、特に通所については昨年度に引き続き減少していることが危惧されます。要支援者を含めた新規利用者の獲得を図って欲しい。

2. 介護職員の処遇改善を含め、今後も人材確保に努力をして頂きたい。
3. 今後も新型コロナウイルス感染を防ぎ、施設内の消毒、利用者への感染防止、また職員の感染防止等、より一層の注意をし、施設運営をして頂きたい。

令和3年5月24日

監事 渡邊 寛夫



別表

事項	項目	監事意見
業務管理	定款	適正である
	評議員	適正である
	理事	適正である
	理事長、業務執行理事	適正である
	理事会	適正である
	監事	適正である
	会計監査人	該当なし
	報酬等	適正である
	役員研修	適正である
	権利擁護	適正である
	苦情解決	適正である
	個人（特定）情報保護	適正である
	事故対応	適正である
	防災対策	適正である
	事業一般	適正である
	社会福祉事業	適正である
	公益事業	適正である
	収益事業	該当なし
	人事管理	適正である
	内部管理	適正である
	労務環境	適正である
	職員研修	適正である
	その他	
会計管理	資産管理	概ね適正である
	予算	概ね適正である
	経理体制	概ね適正である
	会計帳簿	概ね適正である
	計算書類等	概ね適正である
	出納	適正である
	会計処理（資産・負債）	適正である
	会計処理（収益・費用）	適正である
	内部取引	適正である
	預貯金	適正である
	徴収不能額	該当なし
	有価証券	該当なし
	棚卸資産	該当なし

事項	項目	監事意見
会計管理	経過勘定	該当なし
	固定資産	適正である
	借入金	適正である
	債権債務の状況	該当なし
	リース取引	該当なし
	引当金	適正である
	基本金	適正である
	決算	適正である
	内部監査	適正である
	預り金	適正である
	運営費等の使途制限	該当なし
	国庫補助金等特別積立金	適正である
	その他の積立金	適正である
	補助金	適正である
	寄附金	適正である
	共通支出の配分	適正である
	整合性	適正である
	計算書類等の注記	適正である
	契約	適正である
	その他	

(注) 監事意見欄は、監事監査チェックリストによる確認結果に基づき、区分ごとに「適正である」「概ね適正である」「〇〇の処理が、〇〇となっており、〇〇規程〇〇条に違反しているので是正されたい。」(是正又は改善を要する点は具体的に記載) 等の意見を記載する。